

令和 7 年度 第 1 回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 7 月 2 3 日 開会

令和 7 年 7 月 2 3 日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和7年度 第1回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和7年7月23日（水） 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 322会議室

日程1 議席の決定

日程2 会議録署名人の指名

日程3 報告第1号 稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

日程4 議案第1号 令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

出席委員

1番	上	野	光	江
2番	川	嶋	洋	子
3番	坂	本	和	広
4番	小	倉	新	市郎
5番	坂	本	成	人
6番	秋	本		優
7番	横	田	一	郎
8番	宇	津	喜	直 樹
9番	山	本	彰	治
10番	根	本		脩
12番	高	須	耕	一
13番	青	野	由	美子

欠席委員

11番	黒	田	伸	治
-----	---	---	---	---

出席説明員	保険年金課長	栗	山	宏
	保険年金課長補佐	鈴	木	美 宏
	保険年金課係長	根	本	修 一

午後2時00分開会

○保険年金課長（栗山）

本日は、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。それでは、開会に当たりまして椎野会長よりご挨拶をお願いいたします。

○椎野会長

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化、高齢化等による医療費の増加や、紙の保険証廃止などの大きな制度改正もされております。

このような状況の中、国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるようにするためには、国保事業運営の安定化を図ることが非常に重要となりますので、引き続き、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、稲敷市国民健康保険税条例の一部改正及び令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご協議いただくこととなっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山）

ありがとうございました。それでは、協議に入ってまいります。

本日の出席委員は、12名となっております。

11番 黒田委員、につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第4条の規定によりまして、椎野会長にお願いしたいと思っております。議長席へのご移動をお願いいたします。

○議長（椎野会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。

お手元に配布いたしました日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところでありますが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

○委員

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。

本日の会議録署名人に、1番 上野光江（うえのみつえ）委員、2番 川嶋洋子（かわしまようこ）委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 報告1号「稲敷市国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（鈴木）

保険年金課 4月より飯島の後任として着任しました鈴木と申します。よろしくお願いいたします

それでは、報告第1号 「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」を、ご説明いたします。

着座にて、ご説明させていただきます。

本日お配りしました議案第40号専決処分の承認を求めることについて稲敷市国民健康保険税条例の改正をご覧ください。

今回の国民健康保険税条例の改正でございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する政令が、令和7年4月1日から施行されたことに伴いまして、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、当該条例の一部改正について、令和7年3月31日に専決処分させていただき、同年6月の令和7年第2回稲敷市議会定例会にて専決処分にかかる承認をいただいたものでございます。

改正の内容につきましては、2点ございます。

1点目は、①課税限度額の引上げについて。

課税限度額とは、一定所得以上の人は、それ以上に所得が多くなっても保険税は変わらないとする制度で、毎年、2、3万円の見直しが行われております。

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と別れており、今

回は医療保険分が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分が24万円から26万円に引き上げ、合計は106万円から109万円とするものです。

2点目は、②5割軽減・2割軽減の基準額見直しについて。

保険税は、所得割と均等割からなっておりますが、低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する措置が図られており、所得判定基準を見直すものでございます。

今回は、5割軽減の算定式の29万5千円を30万5千円に、2割軽減は54万5千円を56万円に変更するものでございます。

報告第1号の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の報告第1号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、報告第1号については報告事項ですので、以上で説明を終了いたします。

続きまして日程第2、議案第2号「令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（鈴木）

それでは、引き続き「議案第1号 令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について、ご説明いたします。資料2の9ページをご覧ください。

令和6年度の決算額は、歳入総額46億9,902万1,919円、歳出総額46億5,864万2,752円で、歳入歳出差引額は、4,037万9,167円です。差引額につきましては、翌年度へ繰越いたします。次に10ページをご覧ください。決算額内訳について説明いたします。

まず歳入について、ご説明いたします。歳入は、款1国民健康保険税から款9市債で構成され、主な歳入は款1国民健康保険税18.74%、款4県支出金67.38%、款6繰入金11.67%で、全体の約98%を占めています。前年度と比較して3,069万733円減額となっております。

次に歳入詳細について説明します。11ページをご覧ください。

1国民健康保険税、収入済額8億8,039万1,816円、対前年比3,522万2,341円の減です。収納率は、現年課税分が93.6%で、前年度(93.9%)に比べ0.3%減、滞納繰越分は33.7%で、前年度(33.2%)より0.5%増です。

不納欠損処分は、123件で額は655万7,382円です。

収入未済額1億3,383万1,776円は、令和7年度へ繰越しとなっております。

2使用料及び手数料、収入済額8万6,300円、対前年比11万7,879円の減です。国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金、収入済額 110 万 1,000 円、対前年比 84 万 9,000 円の増です。出産育児一時金臨時補助金及び社会保障税番号システム整備費補助金（マイナ保険証関連）が新たに対象となったため増額となっております。

4 県支出金、収入済額 31 億 6,643 万 2,070 円で、対前年比 3,097 万 9,212 円の増となっております。保険給付費に係る県交付金です

5 財産収入、収入済額 17 万 8,635 円、対前年比 13 万 3,635 円の増です。支払準備基金積立利息です。

6 繰入金、収入済額 5 億 4,826 万 1,553 円で、対前年比 3,660 万 6,750 円の減です。定められた負担割合の繰入れです。

7 繰越金、収入済額 7,262 万 6,877 円です。前年度繰越金です。

8 諸収入、収入済額 2,994 万 3,668 円です。国保税延滞金、交通事故第三者納付金等です。

歳入は以上となります。次に歳出について説明いたします。10ページの歳出欄にお戻りください。

歳出は、款1総務費から款9予備費で構成され、主な歳出は款2保険給付費 67.1%、款3国民健康保険事業費納付金 29.3%で、全体の約 96%を占めています。前年度と比較して、155万6,977円の増額となっておりますが、主な増減の要因は、保険給付費約4,700万円の増、基金積立金約1,000万円の増に対し、県に納める事業費納付金が約5,900万円の減となっております。

次に歳出詳細について説明します。13ページをご覧ください。

1 総務費 支出済額 8,748 万 685 円、対前年比 365 万 7,011 円の増です。

内訳としましては、

①職員給与関係経費は、国保会計職員 8 人分の人件費となっております。

②国民健康保険事務費は、会計年度任用職員（1 人分）の報酬や、国保連合会への共同電算処理、レセプトの 2 次点検に係る委託料が主なものとなります。

③国民健康保険運営協議会費は、委員（13 人分）の報酬等の例年経費で、昨年度は 3 回開催しております。

④賦課徴収事務費は、納入通知書作成や電算処理委託料などの事務経費です。

2 保険給付費 支出額 31 億 2,571 万 2,068 円で、対前年比 4,699 万 4,916 円の増となっております。令和 6 年度における国保の被保険者数は 8,905 人で、団塊の世代が後期に移行し始め、前年より 636 人減っていることが、主な減額の要因と考えられます。主な経費の内訳としましては、

①療養諸費は、医療機関等へ支払う療養給付費、柔道整復師などから請求を受ける療養費、レセプト審査手数料が主なものです。

②高額療養費は、月ごとに基準額を超えた自己負担分の医療費に対して給付しております。

月平均約 250 件の給付がありました。

③出産育児一時金は、国保被保険者が出産した際に 50 万円を上限に給付されるものです。令和 6 年度は 16 件の給付がありました。

④葬祭費は、国保被保険者が亡くなれた場合に 5 万円給付されるものです。令和 6 年度は 73 件の給付がありました。

3 国民健康保険事業費納付金、支出額 13 億 6,513 万 2,679 円、対前年比 5,947 万 6,322 円の減となっております。保険給付費の財源となる医療給付費や後期高齢者支援金及び、介護給付費分を県へ納付するものです。

納付金の額は県が決定し、その額は県内の保険料収納必要額を市町村ごとの「医療費水準と所得水準等」で按分し決定されます。

次に 14 ページをご覧ください。6 保健事業費、支出額 4,828 万 2,652 円、対前年比 93 万 9,716 円の減となっております。

①保健衛生普及事業は、主に医療費通知の作成送付に係る経費です。

②疾病予防事業は、人間・脳ドック費用助成に係る経費です。

③特定健康診査事業費は、集団健診、個別健診などの健診に係る委託料及びヘルスアップ事業に係る委託料、電算システムの経費などが主な経費です。

7 基金積立金、支出額 1,063 万 7,635 円、対前年比 1,059 万 2,635 円の増となっております。基金利息積立金です。

8 諸支出金、支出額 2,139 万 7,033 円、対前年比 72 万 8,551 円の増となっております。内訳としましては、国保税還付金、国費等返還金、令和 6 年度の実績確定による一般会計への精算金繰出金です。歳出については、以上となります。

続きまして、15 ページ 資料 3 をご覧ください。

令和 6 年度国民健康保険税収納状況ですが、歳入で説明させていただきました国保税収納の詳細となります。国保税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の 3 つの分類から税額を算定しております。調定額が課税額で、その内収入となった額が収入済額です。合計欄を見ていただくと、現年分（R6 年分）は、8 億 3,842 万 6,249 円の収入となっております。滞納分も含めた合計収入額は、8 億 8,039 万 1,816 円です。

次に、16 ページ 資料 4 をご覧ください。

こちらの資料は、稲敷市国民健康保険の主な給付に係る状況を、令和 2 年度から令和 6 年度までまとめた資料となります。

1 番上の被保険者数ですが、毎年 500 人程度減少しております。今後 5 年間も同程度の減少が見込まれております。

次にその下の 1 人当たりの税額は、1 人当たりの医療費があがっていることから毎年上昇しております。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、お諮（はか）りいたします。

議案第1号「令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○委員

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。

ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

○保険年金課栗山課長

それでは、令和7年度より国保の税率改正をおこなっております。広報8月号にも、その内容を掲載させていただいておりますので、ここで改めまして説明させていただきます。

○保険年金課根本係長

保険年金課の根本と申しますよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お配りしました資料の国民健康保険税率等の改正について、まず、上の表ですが、国民健康保険税率等の比較ということで、令和6年度改正前と令和7年度改正後の比較の表となっております。

改正した部分ですが、医療給付費分所得割率について5.2%から6%へ0.8%の増、均等割額について3万2千円から3万6千円の4千円増となっております。

後期高齢者支援分と介護納付金分については変更ありません。

続きまして、国民健康保険の現状と税率改正の背景ということで、今回この税率改正に至った背景について簡単にご説明させていただきます。

このまま読み上げさせていただきます。団塊の世代の方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することや、社会保険の適用拡大等により、国民健康保険の被保険者数は年々減少し、国民健康保険の運営に必要な保険税が確保できなくなっている一方で、高齢化や医療の高度化により被保険者1人当たりにかかる保険給付費は増加傾向にあり、

今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

こちらについては、下の図1にグラフがありますのでご覧ください。青い線が被保険者数で、オレンジ色の線が一人当たりの給付費となっております。

令和元年から令和5年までの比較になっておりますが、被保険者数が年々減少してきている一方で、給付費は増加しています。

令和2年度の時に、新型コロナの関係で受診控え等があった関係で一度落ち込んでいますが、それ以降は反動で大きく上昇して、そのまま増加傾向が続いているという状況となっております。

続いて本文に戻ります。2段落目です。

このような傾向が大きくなった結果、その年度の収入と支出の差である単年度収支の額は年々マイナスが大きくなっている状況です。

こちらは、下の図2のグラフで示しております。前年度からの繰越金と基金からの繰入金を除いた単純なその年度の収入と支出の差という形になっており、こちらも年々マイナスが大きくなってきている状況が続いております。

これまでは、国民健康保険支払準備基金の取り崩しや市の一般会計からの繰入金等で保険税の不足分を補うことで税率の上昇を抑えてきました。

しかしながら、近年は基金残額が減少し、一般会計からの繰り入れは国民健康保険加入者以外の方の負担を求めるもので望ましくないということから、国民健康保険財政の悪化が進んでいます。

以上のような状況から、将来にわたり安定的な国民健康保険運営を行い、加入者の方が安心して医療を受けられるよう、この度の税率改正となりました。

加入者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

このような内容で、広報8月号に掲載させていただきます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

委員の皆様からのご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、特にないようでございますので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力くださいましてありがとうございました。

○保険年金課栗山課長

それでは、本日の会議は閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

午後2時35分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 雅野 隆

1 番 委員 上野 光江

2 番 委員 川 嶋 洋 子

